【堺市における高齢者・障害者権利擁護支援システム】

本　人　　家　族　　住　民　　民生委員　　等

本人家族住民民生委員等

相談　支援

高齢者の権利擁護支援

包括支援センター

基幹型包括支援センター
（区社会福祉協議会　７箇所）
- 総合相談窓口
- 困難ケース、権利擁護を必要とするケースのスーパーバイズを含めた後方支援並びに地域包括との連携対応
- 区域のネットワーク構築
- 行政機関とのパイプ役
- 介護支援専門員支援

運営管理　連携　支援

地域包括支援センター（２１箇所）
- 総合相談窓口
  （ワンストップサービス窓口）
- 高齢者虐待を含めた困難ケース等への対応並びに必要に応じて基幹型包括との連携対応
- 圏域のネットワーク構築
- 介護支援専門員支援
- 要介護支援プラン作成　　等

連携

各相談機関・事業者（身近な地域）
- 在宅介護支援センター
- 指定居宅介護支援事業者　　等

委託　連携　責任

≪区役所地域福祉課・保健センター≫
≪高齢施策推進課・障害施策推進課≫
- 相談、調整　・高齢者虐待の立入調査　・行政措置
- 成年後見市長申立て　・政策立案、予算措置　　等

連携　支援

≪権利擁護の中核的なセンター≫

１．自己の権利を表明することが困難な方への支援
２．相談支援・生活支援機関に対する支援
○法的支援（成年後見制度・虐待救済・債務整理・財産管理　等）の窓口
○個別事案の分析、相談・生活支援者への提言、助言
○後見人候補者のコーディネート等の調整
○法人後見受任体制の確保（調整困難事例への対応）
○成年後見制度市長申立ての判断基準（ガイドライン）の作成⇒判断が難しい場合、専門家の検討の場の提供
○管轄家庭裁判所との調整、調整結果等の蓄積・提供
○一般市民の利用支援や親族後見人への支援等
○市民後見人（候補者）の養成、登録管理、受任調整、活動支援・監督（市長申立て事案を中心に）

連携　支援

≪社会福祉協議会≫
（地域福祉ねっとワーカー）
- 地域の関係者や専門機関などのネットワークの構築
- 制度の狭間や対応する制度がない課題についての調整や対応

（コミュニティワーカー）
- 地域の組織化、地域活動支援　など

障害者の権利擁護支援

相談支援センター

健康福祉プラザ
総合相談情報センター
- 市全域の相談機関間のコーディネート
- 技術支援の機能
- 関係機関のネットワーク拠点

（関係機関）
- 障害者更生相談所
- 視覚・聴覚障害者センター
- 発達障害者支援センター
- こころの健康センター
- 難病患者支援センター
- 重症心身障害者(児)支援センター
- 就業・生活支援センター
- 子ども相談所　　等

技術支援　連携

基幹相談支援センター（区役所内７箇所）
- ３障害の相談窓口（サービス調整）
- 地域の相談機関間の調整
- 権利擁護に関する支援

連携

各相談機関・事業者（身近な地域）
- 指定障害福祉サービス事業者
  （地域活動支援センター・居宅介護・自立訓練　等）
- 指定（一般・特定・障害児）相談支援事業者　等

支援　相談

本　人　　家　族　　住　民　　民生委員　　等